

広報

ISEHARA

主な記事

- 2 自転車はルールを守って安全に
- 5 令和8年度予算の概要
- 8 市役所の組織が変わりました

自転車の乗り方、見直しませんか？

自転車の交通違反に青切符が導入されます

4月1日から自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度(青切符)」が導入されます。自転車も自動車と同じ「車両」です。交通ルールをしっかりと守り、安全運転を心がけましょう

◇自転車の正しい乗り方については2面に掲載

☎市民協働課 ☎94-4715

なぜ交通反則通告制度(青切符)が導入されるの？

全国的に自転車の信号無視や一時不停止、携帯電話の使用など危険な運転による事故が後を絶ちません。自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約7割は自転車側にも法令違反があり、自転車の交通ルールの遵守と安全意識の向上が課題でした。そこで、4月1日から交通事故の原因となるような違反について「交通反則通告制度(青切符)」が16歳以上の自転車運転者を対象に導入されることとなりました。

交通反則通告制度(青切符)の導入により、交通違反が減少し、事故の抑止が期待できます。



主な反則行為と反則金

携帯電話の使用・保持

反則金1万2000円



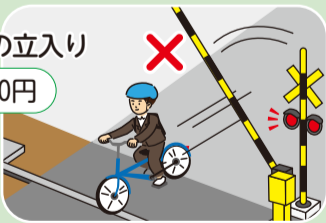
指定場所での一時不停止

反則金5000円



遮断踏切への立入り

反則金7000円



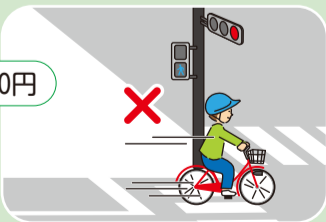
夜間の無灯火

反則金5000円



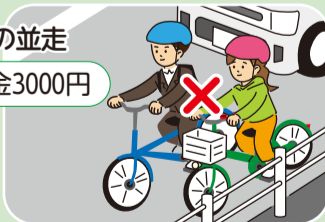
信号無視

反則金6000円



自転車の並走

反則金3000円



横断歩行者への妨害

反則金6000円



※あくまで一例です。このほかにも100以上の反則行為の種類があります。詳しくは市HPをご確認ください



市HP

交通違反の取り締まりイメージ

自転車の違反行為

指導警告

従わない場合

悪質な違反

検挙

16歳以上の人による反則行為

重大な違反や事故を起こしたとき

青切符

赤切符

Q 自転車の違反は全て検挙されるの？

A 交通反則通告制度を導入後も、自転車の違反は基本的に指導警告を行います。例えば、単に歩道通行をした場合は原則指導警告の対象です。ただし、交通事故の原因となるような悪質・危険な違反や、警察の指導に従わない場合は、検挙の対象となります。